

千葉県落花生導入150周年記念ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、千葉県落花生導入150周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領におけるロゴマークとは、千葉県が定めた別表1のものをいう。

(使用できる者)

第3条 千葉県落花生導入150周年事業パートナー及び千葉県内の市町村は、落花生導入150周年をPRする目的で作成する告知物等にロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 千葉県や県産落花生、ロゴマークの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認するとき、又はそのような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) その他、千葉県落花生導入150周年のPRに不適当な使用をするとき。

(使用上の遵守事項)

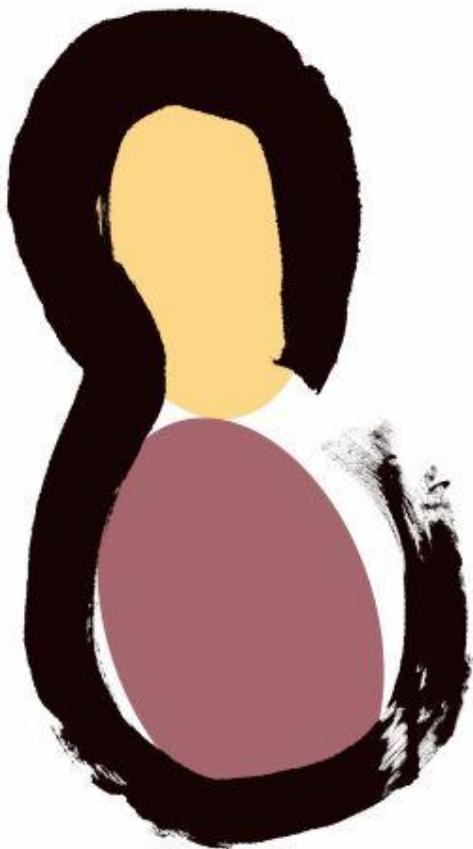
第4条 ロゴマークを使用する者は、色、デザイン、縦横比の改変など応用使用を行ってはならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この規程は、令和8年1月8日から施行する。



150th
Anniversary

ちばの
落花生